

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	外国公務員贈賄規制の概要 －第 211 回国会における外国公務員贈賄罪の見直しを中心に－
著者 / 所属	横山 絢子 / 経済産業委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	460 号
刊行日	2023-9-28
頁	122-136
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20230928.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20230928.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## 外国公務員贈賄規制の概要

### — 第211回国会における外国公務員贈賄罪の見直しを中心に —

横山 絢子

(経済産業委員会調査室)

1. はじめに
2. 外国公務員贈賄防止に係るこれまでの主な動き
  - (1) OECD条約の締結と外国公務員贈賄罪の創設
  - (2) OECD条約締結後の状況
  - (3) 我が国における外国公務員贈賄罪の適用事例
3. 第4期対日審査報告書とこれを踏まえた我が国の対応
  - (1) OECD贈賄作業部会による第4期対日審査報告書
  - (2) 第4期対日審査報告書を受けた経済産業省における検討状況等
4. 2023年の外国公務員贈賄罪の改正
  - (1) 不競法等改正法による外国公務員贈賄罪の見直し
  - (2) 第211回国会での外国公務員贈賄罪の見直しに係る主な議論
5. おわりに—まとめと今後の課題—

#### 1. はじめに

多種多様かつ膨大な量と数の国際商取引が世界中で常時行われている今日において、外国公務員に対する不正な利益供与の禁止は、国際的な商取引における公正な競争秩序を維持するための重要な原則となっている。このため、我が国は「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」に加盟し、その国内担保措置として不正競争防止法上に外国公務員贈賄罪を規定するなど、外国公務員贈賄防止に向けた取組を実施してきている。

我が国における外国公務員贈賄規制は、条約の実施機関からの指摘事項や外国公務員贈賄規制をめぐる国際的な潮流等も踏まえつつ、随時見直されてきており、2023年の第211回国会（常会）においては、2019年の条約の実施機関からの指摘事項等を踏まえ、外国公務員贈賄罪の罰則の強化・拡充を内容の一つに含む「不正競争防止法等の一部を改正する法

律」が成立した。

本稿では、外国公務員贈賄規制に係るこれまでの沿革を概括するとともに、直近の動きとして、2019年の条約の実施機関による審査をきっかけに第211回国会で外国公務員贈賄罪の改正が行われるまでの一連の我が国の対応状況等をつまびらかにした上で、最後に、外国公務員贈賄防止に係る今後の課題について若干の検討を加えることとしたい。

## 2. 外国公務員贈賄防止に係るこれまでの主な動き

### (1) OECD条約の締結と外国公務員贈賄罪の創設

#### ア OECD条約の締結に至る経緯

米国のロッキード社が自社の航空機を日本に売り込むため、日本の政財界に巨額の賄賂をばらまいたとされるロッキード事件や、米国企業による海外政府機関や政治家等への贈賄が明らかになったことでも知られるウォーターゲート事件を契機として、1977年、米国で、外国公務員贈賄の原則禁止等を内容とする企業資産の不正な支出を防止するための「海外腐敗行為防止法」が制定された。

海外腐敗行為防止法は、企業賄賂という不正の抑制に有効に機能したと評価される一方で、米国企業の海外取引を萎縮させ、結果的に海外市場を狭めたとの懸念も指摘された<sup>1</sup>ことから、米国は、多国間条約においても外国公務員贈賄を規制すべく、OECD等へ条約策定に向けた働きかけを行った。そうした中で、国際商取引における外国公務員への不正な利益供与を防止すべきとの国際的な議論が高まりを見せ、1997年7月より条約交渉が開始された。そして、同年11月に「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」（以下「OECD条約」という。）が採択されるに至り、翌12月に日本を含むOECD加盟国等によって署名され、1999年2月に発効した。

#### イ OECD条約の概要

OECD条約は、国際商取引における外国公務員に対する贈賄行為が、貿易、投資等における競争条件をゆがめているとの認識の下、かかる贈賄行為を各締約国<sup>2</sup>が犯罪として規定することにより、不正な手段による国際商取引を国際的な協調の下で防止することを目的としている。全17条から構成され、不当な利益の取得のために外国公務員に対して金銭等の不当な利益を供与することを締約国の国内法において犯罪と規定することや、外国公務員に対する贈賄行為に刑罰を科すことを締約国に求める内容となっている<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 通商産業省知的財産政策室監修『外国公務員贈賄防止一解説改正不正競争防止法』（有斐閣、平成11年）7頁

<sup>2</sup> 現在のOECD条約の締約国は、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スロバキア共和国、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の計44か国（OECD加盟国38か国＋非加盟国6か国）となっている（2018年5月時点）（OECD「Ratification Status as of May 2018」〈<https://www.oecd.org/daf/anti-bribery/WGBRatificationStatus.pdf>〉（令5.9.7最終アクセス））。

<sup>3</sup> OECD条約が締約国に処罰を求めているのは外国公務員に対する贈賄行為のみであり、収賄行為については犯罪とすることは求められていない。このため、収賄行為に関しては、賄賂を受け取った外国公務員の属する外国が、自国の国家刑罰権に基づいて当該外国公務員の処遇を判断することとなる。

OECD条約の主な内容は図表1のとおりである。

図表1 OECD条約の主な内容

<b>①犯罪の構成要件【第1条】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ある者が故意に、</li><li>・国際商取引において、商取引又は他の不当な利益を取得し又は維持するために、</li><li>・外国公務員に対し、</li><li>・当該外国公務員が公務の遂行に関し行動し又は行動を差し控えることを目的として、</li><li>・当該外国公務員又は第三者のために、不当な利益を直接に又は仲介者を通じて申し出、約束し又は供与すること</li></ul>
<b>②外国公務員の定義【第1条】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・外国（外国の地方公共団体も含む。）の立法、行政、司法の職にある者</li><li>・外国の公的機関（公共の利益に関する特定の事務を行うために特別の法令によって設立された組織）の職員等外国のために公的な任務を遂行する者</li><li>・公的な企業の職員等外国のために公的な任務を遂行する者</li><li>・公的国際機関の職員又は事務受託者</li></ul>
<b>③制裁【第3条】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある刑罰</li><li>・刑罰の範囲は、自国の公務員に対する贈賄罪と同程度</li><li>・法人も処罰</li><li>・賄賂及び贈賄を通じて得た収益の没収又は同等な効果を有する金銭的制裁</li><li>・追加的な民事上又は行政上の制裁を科すことも考慮</li></ul>
<b>④裁判権【第4条】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・属地主義を原則として裁判権を設定</li><li>・属人主義については、各国の法原則に従って、これを採用すべきか決定</li></ul>
<b>⑤資金洗浄【第7条】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・自国の公務員に関する贈賄又は収賄と同一の条件で資金洗浄に係る法制を適用</li></ul>
<b>⑥その他【第8～10、12条】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・上記以外に、条約の実効性を確保するため、会計、相互援助、犯罪人引渡し、各国の実施状況のフォローアップ等をあわせて実施</li></ul>

（出所）経済産業省「外国公務員防止条約に関する経緯」

<[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/zouwai/keii.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/keii.html)>（令5.9.7最終アクセス）及びOECD条約の各条文を基に筆者作成

## ウ 不正競争防止法における外国公務員贈賄罪の創設

1998年、我が国はOECD条約の締結に当たり、条約実施のため、不正競争防止法（平成5年法律第47号。以下「不競法」という。）<sup>4</sup>を改正<sup>5</sup>し、外国公務員等<sup>6</sup>に対する不正の利益の供与やその申込み・約束を禁止するとともに、当該禁止規範に違反した者を罰則

<sup>4</sup> 国内における贈賄罪を規律する刑法（明治40年法律第45号）ではなく、不競法に外国公務員贈賄罪を新たに設けることとした理由について、政府は、刑法の贈賄罪は「公務員の職務の廉潔性の保持」と「それに対する国民の信頼性の維持」を保護法益とし、条文の建て付けも公務員の収賄行為をまず処罰対象とするとともに、これに対応する贈賄行為も処罰するという規定ぶりとなっているのに対し、OECD条約が法整備を求める外国公務員贈賄罪は「国際商取引における公正な競争の確保」を保護法益としていることから、犯罪の体系が異なっているため、刑法に外国公務員贈賄罪を取り込むことは難しいとして、「事業者間の公正な競争の確保」を法目的とする不競法において手当てすることとしたと説明している（第143回国会参議院経済・産業委員会会議録第3号4～5頁（平10.9.17））。

<sup>5</sup> 「不正競争防止法の一部を改正する法律」（平成10年法律第111号）

<sup>6</sup> 「外国公務員等」とは、外国の政府若しくは地方公共団体の公務に従事する者、外国の政府関係機関の事務に従事する者、外国の公的な企業の事務に従事する者、公的国際機関の公務に従事する者又は外国政府等から権限の委任を受けている者を指す（現行の不競法第18条第2項各号）。

の対象とする外国公務員贈賄罪を創設した<sup>7</sup>。これにより、外国公務員等へ贈賄を行った者は、自国公務員に対する贈賄罪<sup>8</sup>と同程度の罰則（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）が科されるとともに、法人に対しても3億円以下の罰金が科されることとなった。

## （2）OECD条約締結後の状況

### ア OECD贈賄作業部会におけるフォローアップ審査

OECD条約は、各締約国の措置の同等性を確保することが世界的な外国公務員贈賄防止の進展を図るために必要であるとしており<sup>9</sup>、第12条（監視及び事後措置）において、「締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する」と規定されている。これを受け、1999年2月のOECD条約発効後、各締約国における条約の実施状況に係るフォローアップのため、条約の実施機関である「国際商取引における贈賄作業部会」（以下「OECD贈賄作業部会」という。）において、順次締約国間での相互審査が行われている。

これまでに、各国の国内実施法令の規定とOECD条約の整合性についての審査（第1期審査）、各国の国内実施法令の実効性についての審査（第2期審査）、各国の国内実行政令の執行面についての審査（第3期審査）が行われ、現在は、主要な横断的課題や第3期審査までに確認された指摘事項等の進捗に関する審査（第4期審査）が各国で順次実施されている。我が国については、1999年に第1期審査、2004年に第2期審査、2011年に第3期審査、2019年に後述するとおり第4期審査が実施された。

### イ フォローアップ審査の結果等を受けた我が国の対応

#### （ア）外国公務員贈賄罪の改正

上述のOECD贈賄作業部会におけるフォローアップ審査の結果や各締約国における国内実施法令の制定の進展等も踏まえ、我が国はこれまで数次にわたり不競法上の外国公務員贈賄罪の改正を行ってきた。

後述する直近の2023年改正以前の主な改正内容は図表2のとおりであり、2001年及び2004年改正は第1期審査の指摘事項に、2005年及び2006年改正は第2期審査の指摘事項に、それぞれ一部応えるものとなっている。

<sup>7</sup> OECD条約の締結に際しては、このほか、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（平成11年法律第136号）が制定され、外国公務員贈賄罪により供与された財産を犯罪収益とするとともに、その資金洗浄に関する処罰規定が設けられた。

<sup>8</sup> 刑法第198条は、我が国の公務員に対して贈賄を行った者に「3年以下の懲役又は250万円以下の罰金」を科す旨を定めている（1998年の外国公務員贈賄罪の制定当時から同じ。）。

<sup>9</sup> OECD条約前文で、「締約国においてとられる措置の間の同等性を達成することがこの条約の不可欠の目的であり、このためそのような同等性から逸脱することなしに条約を批准することが必要である」と規定されている。

図表 2 これまでの外国公務員贈賄罪の主な改正内容

<p>○2001年改正（不正競争防止法の一部を改正する法律（平成13年法律第81号））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈賄側の主たる事務所と収賄側の外国公務員等が同一の国に属するか否かにかかわらず、「国際的な商取引に関して」行われる贈賄行為を処罰対象とした。</li> <li>・「外国公務員等」の定義を拡大し、外国政府等による支配的な影響力を受けている「公的な企業」の事務に従事する者について、諸外国の会社制度や外国政府の会社支配の在り方等の変化に柔軟に対応できるようにした。</li> </ul>
<p>○2004年改正（不正競争防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第51号））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・属人主義を導入し、「国民の国外犯」を処罰対象とした。</li> </ul>
<p>○2005年改正（不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成17年法律第75号））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然人に対する罰則を「5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科」に引き上げた（この結果、自然人についての公訴時効期間が「3年」から「5年」に引き上げられた）。</li> </ul>
<p>○2006年改正（意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人に対する罰金刑の時効期間は、その元となった罪の時効期間によることとした（この結果、法人についての公訴時効期間が「3年」から「5年」に引き上げられた）。</li> </ul> <p>（出所）経済産業省知的財産政策室編「逐条解説 不正競争防止法」（令和元年7月1日施行版）13～19頁等を基に筆者作成</p>

### （イ）外国公務員贈賄防止指針の策定・改訂等

外国公務員贈賄防止の強化に向け、経済産業省においては、上述の外国公務員贈賄罪の改正のほかにも種々の取組を講じており、その核となるものが2004年5月に策定された「外国公務員贈賄防止指針」（以下「贈賄防止指針」という。）である。

2000年代に入り、企業における内部統制の必要性が我が国で広く認識されるようになる中、不競法の2004年改正で外国公務員贈賄罪に属人主義が導入され、日本国民が海外で外国公務員贈賄を行った場合（国民の国外犯）も新たに処罰対象となることとなった。こうしたことを契機に、外国公務員贈賄防止に関する企業の自主的・予防的なアプローチを支援する目的から、同改正法の公布にあわせて贈賄防止指針が公表された。

贈賄防止指針は、企業に対して外国公務員贈賄防止対策を講ずるに当たっての参考情報等を提供するものであり、企業における外国公務員贈賄罪に関する理解の向上や予見可能性の向上に資することが期待されている。これまでに、OECD贈賄作業部会におけるフォローアップ審査の結果や企業の事業環境の変化等を踏まえ、後述する直近の2021年5月の改訂も含め、計6回の改訂が行われている。現在の贈賄防止指針の概要は、図表3のとおりである。

図表 3 外国公務員贈賄防止指針の概要

<p>1. 外国公務員贈賄防止指針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際商取引に関連する企業における外国公務員等に対する贈賄防止のための自主的・予防的アプローチを支援することを目的として策定しており、防止体制の構築のためのベストプラクティスを例示している。</li> </ul>
<p>2. 企業における外国公務員贈賄防止体制について</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の関係法令を遵守し、企業価値を守るために、外国公務員贈賄防止体制を構築・運用することが必要とされる。</li> <li>・「法令を遵守する」という経営トップの姿勢・メッセージが重要。「賄賂は会社のためになる」という従業員の誤った認識を断ち切るため、経営トップの姿勢が全従業員に対して明確に、繰り返し示されることが効果的である。</li> <li>・進出国、事業分野別のリスク及び贈賄提供に利用されやすい行為類型を勘案した「リスクベース・アプローチ」により、高リスク行為に対する対策を重点的に実施し、他方、リスクが低い事業部門等については、より簡素化された措置が許容される。</li> <li>・親会社は、企業集団に属する子会社において、リスクの程度を踏まえた防止体制が適切に構築され、また、運用されることを確保する必要がある。</li> </ul>

## (2) 企業が目標とすべき防止体制の在り方

- 各企業における具体的な防止体制の構築・運用の内容については、その事業実態に応じたリスクの大小や見込まれる効果を踏まえた、役員等の広い裁量に委ねられる。
- 防止体制に望ましい要素は、以下のとおり。
  - ① 目先の利益より法令を遵守する、外国公務員贈賄罪に当たる行為を行わないという基本方針の策定
  - ② 高リスク行為について、リスクベース・アプローチに基づき社内手続や判断基準等の社内規程の策定 (※)
  - ③ 社内の役割分担、権限及び責任が明確となるよう、企業規模等に応じ、内部統制を踏まえた組織体制の整備
  - ④ 社内における教育活動の実施
  - ⑤ 防止体制が機能しているかの監査の実施
  - ⑥ 監査結果を踏まえ、経営者やコンプライアンス責任者等による防止体制の見直し
- ※スモール・ファシリテーション・ペイメント (SFP) は、そのような支払自体が「営業上の不正の利益を得るため」の利益供与に該当し得ることから、原則禁止とする旨社内規程に明記することが望ましい。

## (3) 子会社の防止体制に対する親会社の支援・指導の在り方

- 防止体制の構築・運用を推進する子会社の範囲やその内容についてもリスクベース・アプローチを適用することが必要とされる。
- 子会社が自律的に防止体制を構築・運用することが原則であるが、必要な場合には親会社はリソースの補完、防止体制構築・運用の主導をすることが必要とされる。
- M&Aの際には、リスクベース・アプローチに基づいて、買収前のデュー・デリジェンスの実施、買収直後の検証等が必要とされる。

## (4) 有事（賄賂を外国公務員等から要求された場合、現地担当者が賄賂を支払った可能性がある場合）における対応の在り方

- 法令遵守を徹底するとともに自社への悪影響を最低限にするための行動を迅速に取る必要があるとされる。
- 対応能力に不足がある子会社においては、親会社が積極的に関与することが有力な選択肢となる。
- 有事体制には、①事前のルール化、②贈賄行為の可能性が高いと判断される場合には、捜査機関への通報、自首や検察官に対する合意制度適用の申入れの検討等に留意することが必要とされる。

## (5) 現地機関への相談

- 賄賂要求があった場合、一企業のみで適切な対応を講ずることが困難な場合も多い。
- 現地日本大使館・領事館に設けられた「日本企業支援窓口」、独立行政法人国際協力機構、現地商工会議所等が適当とされる。

## 3. 不正競争防止法における処罰対象範囲について

### ●外国公務員贈賄罪の構成要件（第18条第1項）

- 「営業上の不正の利益」についての主な考え方は、以下のとおり。
  - 通関時など現地政府からの合理性のない差別的な取扱いを避けるための支払であっても、拒絶が原則。
  - 虚偽記録や正規でない承認手続は、不正を推認させる要素になる。
  - 純粋な社交や自社商品への理解を深めることが目的である贈答、接待、視察旅費の負担等 (※) は必ずしも賄賂とはならない可能性がある。
- ※現地社会慣習に基づく季節的な少額の贈答品提供、自社工場（日本ないし第三国）の視察に要する一定の経費（視察に付随する合理的かつ相当な範囲の会食、視察の空き時間等に実施する観光等を含む。）等
- 刑法第37条に規定する緊急避難に該当する場合には、違法性が阻却され、処罰されない。

(出所) 経済産業省「概要資料」

<[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/zouwai/pdf/damezouwaiponchie20210924.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/damezouwaiponchie20210924.pdf)>

(令5.9.7最終アクセス) 3～4頁を基に筆者作成

また、このほか、外国公務員贈賄防止対策の普及・啓発に向けた取組として、外国公務員等から金銭等を要求された場合に拒絶カードとして使用することのできる「外国公務員贈賄防止に関するパンフレット」の作成、外国公務員等から贈賄を要求された企業の相談を受け付ける「外国公務員贈賄防止総合窓口」の設置、外国公務員贈賄防止に関する企業向けのセミナーや講演等がこれまでに実施されてきた。

## (3) 我が国における外国公務員贈賄罪の適用事例

上述のとおり、OECD条約の締結を契機として、我が国で外国公務員贈賄防止のための種々の取組が講じられてきた一方、1998年に不競法上に外国公務員贈賄罪が創設されてから2022年5月に至るまでに、我が国で同罪が成立するとして刑事訴追された事例は9件あるとされる。各事例の概要は図表4のとおりであり、東南アジア諸国の公務員等に対する贈賄事例が大半を占める。海外での比較的大規模な事業に関連した贈賄で、贈賄金額も比較的大きな事例(②、④、⑤)も散見されるが、近時は贈賄金額が小さな事例(⑥、⑧、⑨)の摘発が目立つ。

図表4 外国公務員贈賄罪の適用事例

<p>①フィリピン公務員に対する不正利益供与事案（福岡簡裁、2007年3月）</p> <p>【概要】我が国株式会社のフィリピン現地法人に外向していた従業員2名が、フィリピン国家捜査局（NBI）が計画していた事業の請負契約を早期に締結するために、NBI幹部2人に対してゴルフクラブセット等（約80万円相当）の利益を供与した事案。</p> <p>【制裁】被告人2名にそれぞれ罰金50万円、罰金20万円が科された。</p>
<p>②ベトナム公務員に対する不正利益供与事案（東京地裁、2009年1月及び3月）</p> <p>【概要】東京都内に本店を置く被告人会社の従業員等であった4名が、ベトナム・ホーチミン市における幹線道路建設事業に関するコンサルタント業務を受注した謝礼等の趣旨で、同事業担当幹部に対して2度にわたり、それぞれ約60万米ドル、約20万米ドルの利益を供与した事案。</p> <p>【制裁】被告人4名にそれぞれ懲役2年6月、懲役2年、懲役1年8月（それぞれ執行猶予3年。ただし、うち1名については別件詐欺罪を含む。）、被告人会社に罰金7,000万円が科された（※）。</p> <p>※本事案では、外国公務員贈賄罪において初めて両罰規定が適用された。</p>
<p>③中国の地方政府幹部に対する不正利益供与事案（名古屋簡裁、2013年10月）</p> <p>【概要】愛知県に本店を置く自動車関連部品製造事業等を営む株式会社の元専務が、中国の現地工場の違法操業を見逃してもらおうなどするため、地方政府の幹部に対して、約42万円相当の金銭（香港ドル）及び女性用バッグ（約14万円相当）を供与した事案。</p> <p>【制裁】被告人に罰金50万円が科された。</p>
<p>④インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業（有償資金協力事業）をめぐる不正利益供与事案（東京地裁、2015年2月）</p> <p>【概要】東京都に本店を置く鉄道コンサルタント事業等を営む株式会社の元社長等3名が、いずれも被告人会社が有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下、インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンでのODA事業に関連し、鉄道公社関係者等にそれぞれ数千円相当の金銭を提供した事案。</p> <p>【制裁】被告人3名にそれぞれ懲役2年（執行猶予3年）、懲役3年（執行猶予4年）、懲役2年6月（執行猶予3年）、被告人会社に罰金9,000万円が科された。</p>
<p>⑤タイ王国公務員に対する不正供与事案（東京地裁、2019年3月）</p> <p>【概要】横浜市に本店を置き、火力発電システム等に係る施設又は設備を構成するボイラー、ガスタービン等の機器及び装置の研究、開発、設計、調達、製造等に関する業務等を目的とする会社の元執行役員兼調達総括部長等3名が、有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下、現地の下請業者から派遣された者を介して、タイ王国の公務員に約3,993万円相当の金銭を供与した事案。</p> <p>【制裁】被告人2名にそれぞれ懲役1年6月（執行猶予3年）、懲役1年4月（執行猶予3年）が科された（※）。</p> <p>※本事案では、合意制度（いわゆる日本版司法取引）が適用された結果、会社は刑事訴追を受けなかった。</p>
<p>⑥ベトナム公務員に対する不正供与事案（神戸簡裁、2019年12月）</p> <p>【概要】日本在住のベトナム人が、ベトナム人の在留資格の申請に必要な書類を交付してもらうために、在福岡ベトナム総領事館の領事（当時）に現金（計15万円）を供与した事案。</p> <p>【制裁】被告人に罰金50万円が科された。</p>
<p>⑦ベトナム税関職員に対する不正利益供与事案（名古屋簡裁、2020年1月）</p> <p>【概要】電子機器製品の販売等を業とする現地法人社長（当時）が、通関の違反をめぐる追徴金を減額させるなど有利な取り計らいを受けるため、ベトナムのハイフォン市税関局の幹部職員2人に15億ドン（約735万円）を供与した事案。</p> <p>【制裁】被告人に罰金100万円が科された。</p>
<p>⑧ベトナム公務員に対する不正供与事案（神戸簡裁、2020年6月）</p> <p>【概要】日本在住のベトナム人が、婚姻届の提出に必要な添付書類を交付してもらうために、在大阪ベトナム総領事館の領事（当時）に現金（約10万円）を供与するなどした事案。</p> <p>【制裁】被告人に罰金50万円が科された。</p>
<p>⑨ベトナム公務員に対する不正供与事案（津簡裁、2020年7月）</p> <p>【概要】日本在住のベトナム人が、婚姻届の提出に必要な添付書類を交付してもらうために、在大阪ベトナム総領事館の領事（当時）に現金（計14万円）を供与する約束をした事案。</p> <p>【制裁】被告人に罰金50万円が科された。</p>

（出所）経済産業省「外国公務員贈賄防止指針」（2021年5月最終改訂）39～41頁を基に筆者作成

### 3. 第4期対日審査報告書とこれを踏まえた我が国の対応

#### （1）OECD贈賄作業部会による第4期対日審査報告書

2019年、OECD贈賄作業部会において我が国のOECD条約の履行状況に関するフォローアップ審査（第4期審査）が行われ、その結果として、同年7月に第4期対日審査報告書（「PHASE 4 REPORT: Japan」）が公表された。

第4期対日審査報告書においては、我が国の外国公務員贈賄防止をめぐる環境整備が進



展したことに一定の評価<sup>10</sup>が与えられつつも、これまでのOECD贈賄作業部会による指摘と同様、我が国は引き続き外国公務員贈賄防止のための法の執行状況が特に低い水準にあると指摘された<sup>11</sup>。その理由として、1999年以来、外国公務員贈賄罪で起訴されたケースがわずか5件（図表4の①～⑤）であることなどが挙げられ、このような我が国の法の執行割合は、我が国の経済規模や輸出指向、あるいは、我が国企業がリスクの高い地域や分野で活動していることに鑑みれば著しく低いとされた。その上で、外国公務員贈賄の探知に関する勧告、外国公務員贈賄罪の執行に関する勧告、法人の責任及び法人への関与に関する勧告、OECD条約の履行に影響するその他の措置に関する勧告等、延べ17項目にわたる勧告がなされた。

これらの勧告の中には、不競法上の外国公務員贈賄罪に関し、図表5に示すとおり、①自然人の罰金額上限の引上げ、②法人の罰金額上限の引上げ、③公訴時効期間の延長、④外国人従業員に対する管轄権の確保の4点について、早急に法制の見直しを求める優先勧告（以下「四つの優先勧告」という。）が含まれていた。

図表5 第4期審査で指摘された四つの優先勧告の内容

<p><b>①自然人の罰金額上限の引上げ【勧告12（a）】</b> 外国公務員贈賄で有罪となった自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。</p>
<p><b>②法人の罰金額上限の引上げ【勧告15（a）】</b> 大規模な汚職事案においても、課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、又は贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること。</p>
<p><b>③公訴時効期間の延長【勧告7（c）】</b> 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効期間を停止する手段を導入すること。</p>
<p><b>④外国人従業員に対する管轄権の確保【勧告14（b）】</b> 海外で活動する日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直すこと。</p>

（出所）外務省「OECD贈賄作業部会 第4期対日審査報告書 作業部会の勧告（仮訳）」を基に筆者作成

また、第4期対日審査報告書では、四つの優先勧告のほかにも不競法や贈賄防止指針等に関するものとして、贈賄防止指針における記載の不明確な部分の修正（勧告4）、スモール・ファシリテーション・ペイメント（以下「SFP」という。）<sup>12</sup>の定義と範囲の明確化及びその支払の禁止に係る企業への奨励（勧告5）等について勧告を受けた。加えて、中小企業における外国公務員贈賄罪のリスクについての意識・取組の向上のため、中小企業向けのガイドラインを作成するようとのコメント<sup>13</sup>も付された。

<sup>10</sup> 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の2017年改正により、外国公務員贈賄により得た収益の没収が可能となり、その収益の資金洗浄が犯罪とみなされるようになったこと、また、2018年に刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）において、合意制度（いわゆる日本版司法取引）が導入されたことから、外国公務員贈賄事件を更に効果的に捜査・解決できるようになる可能性があることなどが評価された。

<sup>11</sup> このOECD贈賄作業部会の指摘に対する政府の認識については、4.（2）第211回国会での外国公務員贈賄罪の見直しに係る主な議論を参照されたい。

<sup>12</sup> SFPとは、一般に通常の行政サービスに係る手続の円滑化のための少額の支払のことを意味するとされる。

<sup>13</sup> OECD「IMPLEMENTING THE OECD ANTI BRIBERY CONVENTION PHASE 4 REPORT: Japan」80頁

## (2) 第4期対日審査報告書を受けた経済産業省における検討状況等

### ア 外国公務員贈賄防止に関する研究会における議論

第4期対日審査報告書を受け、経済産業省は、外国公務員贈賄の効果的な防止のための在り方を検討するため、有識者で構成される「外国公務員贈賄防止に関する研究会」（以下「研究会」という。）を立ち上げた。研究会では、2020年1月から7月にかけて第4期審査における指摘事項への対応等について検討が行われ、その結果、2021年5月に報告書（以下「研究会報告書」という。）が取りまとめられた。

研究会報告書では、四つの優先勧告に関し、それぞれ図表6のとおり検討結果が示された。いずれも、現行法制でもOECD条約の履行義務を果たしていること、我が国における刑事法制の整合性の観点から制度的手当が困難である勧告内容も含まれることなどから、制度的手当を講ずることに慎重な意見が大半を占めた。

図表6 研究会における四つの優先勧告に関する検討結果

<b>① 自然人の罰金額上限の引上げについて</b> ・ 自国公務員に対する贈賄罪と比して現状の法定刑でも十分であることなどから、直ちに法定刑の引上げを行うことについては否定的な意見が大半。
<b>② 法人の罰金額上限の引上げについて</b> ・ 中小企業者にとっては現行の法定刑の上限額でも十分な抑止力となっていること、入札資格の剥奪、レピュテーションリスクのインパクト等、実際の罰金額以外の要素も踏まえ、慎重に検討すべき。 ・ いわゆる罰金スライド制（※）の導入についても、外国公務員贈賄罪に関し、罰金額の根拠とするにふさわしい基準を見だし得るかについて慎重な検討が必要。 ※ 商取引額や不当利得の額等をベースとして、罰金額の上限を規定する制度
<b>③ 公訴時効期間の延長について</b> ・ 刑事訴訟法において、公訴時効期間は、当該罪の法定刑の最も重い刑が基準となっているところ、公訴時効期間を延長することを目的とする懲役刑の上限の引上げは適切でないとの意見が大半。 ・ 自然人に連動させて法人の時効を停止させるとなると、両罰規定を有するその他の法令に多大な影響があるため、不競法単体で結論を得ることは困難。
<b>④ 外国人従業員に対する管轄権の確保について</b> ・ 日本における外国公務員贈賄事案において、日本人や日本国内の者が関与しない事案は想定し難いところ、それらの者と共謀関係がない従業員にまで無条件に管轄権を拡大することの必要性は認められないとの意見が大半。 ・ 外国公務員贈賄罪に保護主義（※1）又は世界主義（※2）を適用するとの考え方についても検討したが、これまでの保護主義・世界主義の考え方に加えて、直ちに、外国公務員贈賄罪に、これらの考え方を適用し場所的適用を拡充することは適切でないとの意見が大半。 ※1 自国の重大な利益を侵害する行為について、領域外の行為についても管轄権を拡大するもの ※2 国際社会が共通に重大と認める犯罪について、どの国でも処罰を可能とすることで犯人の避難場所を失わせるもの

（出所）経済産業省「外国公務員贈賄防止に関する研究会 報告書」の概要」等を基に筆者作成

一方、贈賄防止指針における記載の不明確な部分の修正並びにSFPの定義と範囲の明確化及びその支払の禁止に係る企業への奨励に係る勧告については、両勧告を踏まえ、贈賄防止指針における該当部分の記載の追加・修正を行う方向で、研究会において議論が取りまとめられた<sup>14</sup>。その結果、研究会報告書の公表とあわせて、これらの改訂内容を盛り込んだ新たな贈賄防止指針が公表された。

<sup>14</sup> 研究会では、第4期対日審査報告書の勧告4及び5への対応という観点に加えて、2015年に贈賄防止指針が大幅に改訂されてから4年が経過していることを踏まえ、必要な情報更新を行っていくという観点から、贈賄防止指針の改訂の方向性が議論された。

また、中小企業向けのガイドラインの作成に関する第4期対日審査報告書のコメントを受け、中小企業への周知を促進するため、贈賄防止指針と「外国公務員贈賄防止に関するパンフレット」の間の位置付けとなる資料が、研究会を通じて作成されることとなった。その結果、「外国公務員贈賄防止指針のてびき」が策定され、研究会報告書及び贈賄防止指針の改訂版とともに公表された。

#### イ その後の国際情勢の推移と不正競争防止小委員会の中間整理報告

上述のとおり、外国公務員贈賄罪の見直しに係る四つの優先勧告については、研究会報告書で制度的手当を講ずることに慎重な意見が多かったことを受け、その後、法制の見直しに向けた着手はなされなかった。

これに対し、OECD贈賄作業部会は2021年10月に公表したフォローアップレポート（「PHASE 4 TWO-YEAR FOLLOW-UP REPORT: Japan」）において、我が国のこのような姿勢に対して懸念を示すとともに、我が国の法的枠組みをOECD条約の求める水準に合致させるべく、四つの優先勧告を実装するよう我が国に繰り返し求めた。

一方、近年、国際経済環境においては公正で透明なルール整備への関心が高まっており、2021年11月1日に発出されたG20ローマ首脳宣言や、米国が主導する新たな経済圏構想である「インド太平洋経済枠組み」（以下「IPEF」という。）の立上げに当たり、2022年5月23日に発出された共同声明の中には、図表7のとおり、腐敗防止を含む地域の公正な競争環境整備の構築に関する記載が盛り込まれた。

図表7 国際枠組みによる宣言・声明における腐敗防止関連記載

<p><b>○G20ローマ首脳宣言（2021年11月1日）</b> 我々は、G20諸国が、外国公務員に対する贈賄を含む贈収賄を犯罪化する関連する義務を遵守するために、規制及び法律を適合させ、国内外の贈収賄を効果的に防止、発見、捜査、起訴及び制裁するための取組を強化することを確保する。我々は、全てのG20諸国がOECD外国公務員贈賄防止条約を遵守する可能性を期待して、行動計画の期間における具体的な取組を示し、腐敗の防止に関する国際連合条約第16条に沿って外国公務員贈賄を犯罪化しかつ外国公務員贈賄防止法制を執行することに向けた我々の行動に関する情報を共有する。</p>
<p><b>○繁栄のためのインド太平洋経済枠組みに関する声明（2022年5月23日）</b> 我々は、インド太平洋地域における租税回避及び腐敗を抑制するために、既存の多国間の義務、基準、及び協定に沿った、効果的で強固な税制、マネーロンダリング防止、及び贈収賄防止制度を制定し、施行することにより、公正な経済を促進することにコミットする。これには、説明可能かつ透明性のある制度を促進するための知見の共有や能力構築支援等を模索することが含まれる。</p>

（出所）「G20ローマ首脳宣言（仮訳）」及び「繁栄のためのインド太平洋経済枠組みに関する声明（仮訳）」から抜粋

こうした国際情勢の中、経済産業省の産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会（以下「不競小委員会」という。）においては、2021年12月から2022年3月にかけて、不競法を時代の要請に応じた適切な制度・運用とするための諸課題の検討が行われ、2022年5月、その議論の内容と各検討課題について今度対応すべき事項を取りまとめた「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」（以下「中間整理報告」という。）が公表された。

中間整理報告では、外国公務員贈賄罪についての四つの優先勧告に関する論点も取り上げられ、「国際約束の着実な履行の観点、また、何よりも、我が国の腐敗防止に対する高いレベルのコミットメントを国際社会に対し発信し、国際的な議論・取組をリードす

るとの観点から、過去の研究会の議論も十分に参酌しながらも、将来の制度的手当に向けて、本小委員会において継続的に議論を進めることとする<sup>15</sup>との方針が示された。

### ウ 外国公務員贈賄WGにおける議論

上述の中間整理報告を受け、経済産業省は、外国公務員贈賄罪に関する四つの優先勧告に対する制度的手当の方向性を集中的に審議する場として、不競小委員会の下に「外国公務員贈賄に関するワーキンググループ」（以下「外国公務員贈賄WG」という。）を新たに設置した。外国公務員贈賄WGでは、2022年8月から2023年1月にかけて議論が行われ、2023年3月に「外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書」（以下「外国公務員贈賄WG報告書」という。）が取りまとめられた。

外国公務員贈賄WG報告書では、OECD贈賄作業部会が勧告に対して適切な対応を行わない国に対し、「被審査国が条約又は関連する法律文書を十分に実施していないため、その国の企業に対するデュー・デリジェンスの強化が正当化され得る」旨を忠告する声明を発表できるとする措置（Due Diligence Warning）<sup>16</sup>を講ずることができるとしている<sup>17</sup>こと、また、上述のとおり、G20やIPEFといった国際枠組みにおいて、腐敗防止を含む地域の公正な競争環境整備が求められていることなどを踏まえ、国際約束を着実に履行するとともに、我が国の腐敗防止に対するコミットメントを国際社会に発信し、国際的な議論・取組をリードする観点から、四つの優先勧告を踏まえて外国公務員贈賄罪に係る規律を見直す必要があるとされた。

その上で、四つの優先勧告に対応する①自然人に対する制裁の在り方、②法人に対する制裁の在り方、③公訴時効の在り方、④法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方の各論点について、それぞれ我が国の現行制度及び第4期審査における指摘と勧告内容が整理されるとともに、他国制度や我が国の他の経済犯罪との比較の観点、また、我が国の刑事法制との整合性なども踏まえた検討の結果、図表8のとおり、各論点の制度的手当の方向性について、外国公務員贈賄WGとしての結論が示された。

図表8 外国公務員贈賄WGにおける検討結果

<p><b>①自然人に対する制裁の在り方（自然人の罰金額上限の引上げ）</b></p> <p>・外国公務員贈賄罪の保護法益（国際的な競争秩序の維持）と特殊性（外国公務員贈賄は外国の市場経済取引や行政をゆがめ、他国の市場機能の侵害や人権・環境・行政サービスへの悪影響を引き起こすこと）の観点を踏まえ、諸外国の制度及び他の国内経済犯罪とのバランスを考慮しながら、<u>自然人に対する罰金額の上限を1,000万円～3,000万円に、懲役刑の長期を5年超～10年に引き上げる法改正が適切である。</u></p>
<p><b>②法人に対する制裁の在り方（法人の罰金額上限の引上げ）</b></p> <p>・自然人についての法定刑の引上げ同様、外国公務員贈賄罪の保護法益と特殊性の観点を踏まえ、諸外国の制度及び他の国内経済犯罪とのバランスを考慮しながら、<u>法人に対する罰金額の上限を5億円～10億円に引き上げる法改正が適切である。</u></p> <p>（備考）本論点に関しては、いわゆる罰金スライド制の導入についても議論されたが、恣意的な運用への懸念や、抑止効果が不明である、日本では一般的な制度ではないといった意見が示された。また、行政罰の導入の可能性も指摘されたが、導入については別途多くの検討が必要であるとされた。</p>

<sup>15</sup> 産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」（令4.5）40頁

<sup>16</sup> 仮に当該措置が発出された場合、各国が日本企業に対して追加的なデュー・デリジェンスを求める措置を講ずるなど、日本企業の海外での事業活動に大きな影響が及ぶ可能性があるとする。

<sup>17</sup> OECD「OECD ANTI-BRIBERY CONVENTION PHASE 4 MONITORING GUIDE」26頁

### ③公訴時効の在り方（公訴時効期間の延長）

・刑事訴訟法第250条の例外を設けることは適切でないが、仮に懲役刑の長期が10年に引き上げられるならば、その結果として公訴時効期間が7年に延長となり勧告に対応することが可能である。  
(備考) 本論点に関しては、公訴時効の停止措置の導入についても議論されたが、国外の要素を含む事案は他の法令にも存在することから、国外の捜査の困難性を理由に外国公務員贈賄罪のみに公訴時効を停止する手段を導入するのは慎重であるべきとの意見が示された。

### ④法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方（外国人従業員に対する管轄権の確保）

・日本法人の外国人従業員が国外で単独で贈賄を行った場合について、当該外国人従業員を処罰し得る規律を創設し、法人に対する適用管轄を拡大するために、「●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する」などといった規定を創設する方向性が適切である。

(出所) 産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会外国公務員贈賄に関するワーキンググループ「外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書」(令5.3)を基に筆者作成

## 4. 2023年の外国公務員贈賄罪の改正

### (1) 不競法等改正法による外国公務員贈賄罪の見直し

上述のような経済産業省内での検討を経て、2023年3月10日、外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充を内容の一つに含む「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」が第211回国会に提出され、衆参両院での審議の後、同年6月7日の参議院本会議において可決・成立し、同月14日に公布された（令和5年法律第51号。以下「不競法等改正法」という。）。

不競法等改正法は、知的財産分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展等の環境変化を踏まえ、スタートアップや中小企業等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応した知的財産制度の見直しを行うため、①デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、②コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備、③国際的な事業展開に関する制度整備の三つを柱に、不競法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の計6法の改正を行うものである。

このうち、③国際的な事業展開に関する制度整備に係る改正事項の一つとして、OECD贈賄作業部会の四つの優先勧告も踏まえ、OECD条約をより高い水準で的確に実施する観点から、不競法上の外国公務員贈賄罪の見直しが盛り込まれた。

具体的には、自然人に対する罰金額の上限を現行の500万円から3,000万円へ、懲役刑の長期を現行の5年から10年へ引き上げる(改正後の不競法第21条第4項第4号)とともに、法人に対する罰金額の上限を現行の3億円から10億円へ引き上げる(同第22条第1項第1号)こととされた。これにより、自然人・法人ともに罰金額の上限が日本の刑事法制での最高額に引き上げられるとともに、自然人の懲役刑の長期も日本の経済犯罪の最長期間に引き上げられることとなった。

また、自然人の懲役刑の長期の引上げに伴い、結果として公訴時効期間も自然人・法人ともに5年から7年へ引き上げられることとなった<sup>18</sup>。

<sup>18</sup> 外国公務員贈賄罪の自然人の公訴時効期間は、刑事訴訟法第250条第2項により規律されている。今回、自然人の懲役刑の長期が5年から10年に引き上げられることに伴い、外国公務員贈賄罪についての同項の適用条項が第5号から第4号へ切り替わるため、自然人の公訴時効期間が5年から7年に引き上げられることとなった。また、外国公務員贈賄罪の法人の公訴時効期間は、不競法第22条第3項で自然人の場合と同じ期間とする旨が定められていることから、今回の改正に伴い、法人の公訴時効期間も5年から7年に引き上げら

加えて、現行法では、日本企業の従業員が外国公務員贈賄を行った場合、日本国内での行為は従業員の国籍を問わず（属地主義）、また、海外での行為は日本人従業員のみ（属人主義）を処罰対象としているところ、改正後は、海外での行為についても従業員の国籍を問わず処罰対象とする（改正後の不競法第21条第11項）こととされた。このように、国外犯について自然人の処罰対象が拡大することにより、結果として法人の処罰対象も拡大することとなった。

不競法等改正法のうち、外国公務員贈賄罪に係る改正事項の施行期日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている（不競法等改正法附則第1条）。

## （2）第211回国会での外国公務員贈賄罪の見直しに係る主な議論

以下では、第211回国会における不競法等改正法の国会審議のうち、外国公務員贈賄罪の見直しに関する主な議論を紹介する。

まず、現行の外国公務員贈賄罪の法定刑に関する政府の認識について、経済産業省は、OECD条約第3条が外国公務員贈賄に科す刑罰を「自国の公務員に対する贈賄に適用されるものと同等のものとする」旨規定していることに触れつつ、刑法上の日本の公務員に対する贈賄罪の罰金額の上限が250万円、懲役刑の長期が3年であることに鑑みれば、自然人に対する罰金額の上限を500万円、懲役刑の長期を5年とする現行の外国公務員贈賄罪の法定刑は、OECD条約の履行義務を果たしていると考えていたとした。その上で、今回、外国公務員贈賄罪の法定刑を引き上げる理由として、現在の法定刑ではOECD条約の他の締約国と同等の水準とはいえないこと、OECDから勧告を受けたこと、国際的に事案の高額化も想定される中で、効果的な犯罪抑止を図る必要性が高まっていることなどを挙げた<sup>19</sup>。

また、今回の改正で、国外犯の処罰対象を拡大する背景について、経済産業省は、「外国公務員贈賄は海外で行われることが想定される犯罪」であるところ、「その贈賄行為が日本企業の業務に関して行われた行為であるにもかかわらず、従業員の国籍の相違によって従業員と日本企業に対する外国公務員贈賄罪の適用の有無が異なることは不合理である」と考えられること、OECDから勧告を受けたことなどから、日本法人の外国人従業員による海外での単独贈賄行為も処罰対象とするとともに、これに伴い、当該日本法人も処罰できることを明確化することとした旨説明した<sup>20</sup>。

このほか、外国公務員贈賄事案に対する執行件数が少ないことを理由の一つとして、日本が外国公務員贈賄防止に消極的な国と評価されていることに関して、西村経済産業大臣は、「日本の捜査当局においては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づき適切に対処して」おり、「執行件数が少ないことが必ずしも日本企業が海外で贈賄

---

れることとなった。

<sup>19</sup> 第211回国会衆議院経済産業委員会議録第15号20～21頁（令5.5.17）

<sup>20</sup> 第211回国会参議院経済産業委員会議録第14号（令5.6.6）

行為を多く行っていることを示しているとは限らないとの認識を示した<sup>21</sup>。

また、外国公務員贈賄防止のための海外進出企業への支援の在り方について、経済産業省は、贈賄防止指針の内容等の周知や、外国公務員贈賄防止総合窓口における相談受付のほか、企業単位では不当な要求を拒絶することが困難な場合もあることから、在外の日本大使館や領事館に設置されている日本企業の支援窓口、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、現地の商工会議所等で相談を受け付けていること、また、これらの機関を通じて不当な要求を停止するよう現地政府に要求することもできることなどを周知している旨答弁した<sup>22</sup>。

## 5. おわりに—まとめと今後の課題—

以上のとおり、本稿では、OECD条約の締結を端緒とする我が国における外国公務員贈賄規制の沿革に加え、直近の動きとして、2019年のOECD贈賄作業部会による第4期審査を受けた我が国の対応等を俯瞰してきた。以下、現在の我が国における外国公務員贈賄規制に対する簡単な評価とともに、今後の課題となり得る事項を検討してみたい。

まず、第211回国会で成立した不競法等改正法では、いずれもOECD贈賄作業部会の四つの優先勧告に対応する形で、外国公務員贈賄罪の規律が見直されることとなった。国会審議等でも言及されたとおり、現在の法定刑ではOECD条約の他の締約国と同等の水準とはいえないとの指摘がある中で、OECD条約前文が各締約国の措置の同等性の確保を要請していること、外国公務員贈賄罪の保護法益が国際的な競争秩序の維持であることなどに照らせば、今回の罰則の強化・拡充は意義のある改正であったといえるのではないかと思われる。

一方で、外国公務員贈賄WG報告書によれば、外国公務員贈賄WGにおける四つの優先勧告の検討内容についてOECD贈賄作業部会に報告が行われたところ、国内法制との整合性等に鑑み、今回は制度化が見送られたいわゆる罰金スライド制（図表8②参照）や公訴時効の停止措置（同③参照）について、OECD贈賄作業部会からはやはり導入が望ましいとの指摘が示されたとされる<sup>23</sup>。国際条約の国内担保法の整備に当たっては国内法制との整合性の確保も不可欠となることから、今後のOECD贈賄作業部会との協議の場においては、我が国の国内法制を前提とした立場について、より丁寧に説明していく努力も必要となるとと思われる。

また、外国公務員贈賄罪の執行面に目を向ければ、OECD贈賄作業部会からは、以前から我が国における外国公務員贈賄防止のための法の執行状況の水準の低さが指摘されているところ、図表4のとおり、2019年以降は贈賄金額が小さな事例を中心に摘発件数が増加傾向にある。この変化には第4期対日審査報告書が影響しており、今後も贈賄金額の多寡にかかわらず積極的に贈賄事例が摘発される傾向が続くものと推測されるとの見解も示

<sup>21</sup> 第211回国会衆議院経済産業委員会議録第15号24頁（令5.5.17）

<sup>22</sup> 第211回国会参議院経済産業委員会議録第14号（令5.6.6）

<sup>23</sup> 産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会外国公務員贈賄に関するワーキンググループ「外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書」（令5.3）26～27頁

されている<sup>24</sup>。我が国として、国際商取引における腐敗防止に向けた確固たる姿勢を改めて明らかにするという観点からは、こうした法の執行強化の傾向は、外国公務員贈賄罪の見直しという法制度の整備とあわせ、望ましい動きであるとの見方もできよう。同時に、このような傾向を踏まえ、各企業においては、外国公務員贈賄罪のリスク低減のため、内部統制の強化やコンプライアンス体制の構築に一層取り組む必要があるといえる。

そうした各企業の外国公務員贈賄防止に向けた取組を支援するために策定されている贈賄防止指針も、今回のOECD贈賄作業部会による第4期審査を受けて改訂されたが、各企業の取組をより強力に後押しするという観点からは、記載の更なる充実化も今後の課題となり得る。例えば、外国公務員贈賄WGでは、内部統制の整備のインセンティブとなるように法人の無過失が認められるようなケースを例示することや、海外の子会社や支店・営業所の従業員が外国公務員贈賄を行った場合に日本の親会社や本社が責任を負うこととなるケースを明確化することが必要といった意見が示されている<sup>25</sup>。

現在、経済産業省は中小企業の海外進出支援に力を入れており、2022年12月から「新規輸出1万者支援プログラム」<sup>26</sup>も開始されたところである。これから海外進出を目指す中小企業の中には、外国公務員贈賄罪のリスクが高いと考えられる地域や分野での事業を検討しているものの、外国公務員贈賄防止体制が十分でない企業もあると考えられる。このような企業に対しては、事業展開の支援とあわせて、外国公務員贈賄罪のリスクやその対策について、積極的な情報提供を行っていく必要があると思われる。

#### 【参考文献】

- 阿久津匡美、伊万里全生「外国公務員贈賄防止指針」の改訂『NBL』1059号（平27.10）  
梅田徹「外国公務員贈賄防止条約のフォローアップにおけるOECDの役割—日本の事例—」『日本国際経済法学会年報』第24号（平27.11）  
鬼塚由佳、小林幹「外国公務員贈賄防止をめぐる近時の議論と外国公務員贈賄防止指針の改訂等について」『NBL』1197号（令3.7）

（よこやま あやこ）

<sup>24</sup> 梅津英明ほか「2020年における海外贈収賄規制を巡る動き～米国FCPA及び日本の動きを中心に～」森・濱田松本法律事務所『CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER』vol.15（令2.12）6頁

<sup>25</sup> 産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会外国公務員贈賄に関するワーキンググループ「外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書」（令5.3）26頁。なお、海外の子会社や支店・営業所の従業員が外国公務員贈賄を行った場合に関連して、海外の代理店（現地のエージェント等）が外国公務員贈賄を行った場合に日本企業の従業員や日本企業が責任を負うこととなるケースを明確化することも考えられよう（西垣建剛、茨城敏夫「外国公務員贈賄防止指針の改訂のポイント（3・完）—国際的な規制環境および海外コンプライアンス実務の視点から」『NBL』1063号（平27.12）49頁）。

<sup>26</sup> 経済産業省、中小企業庁、JETRO及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、①新たに輸出に挑戦する事業者の掘り起こし、②専門家による事前の輸出相談、③輸出用の商品開発や売り込みにかかる費用への補助、④輸出商社とのマッチングやECサイト出展への支援等を一気通貫で実施するプログラム。